

平成 28 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ピククルスコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 宮本 雅弘
(JASDAQ・コード2925)
問合せ先 取締役経理財務部長 三品 徹
(TEL. 04-2998-7771)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につき変更を行うとともに、併せて、字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 28 年 5 月 26 日
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 5 月 26 日

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 漬物、佃煮、惣菜、食品添加物の製造及び販売 2. 簡易包装詰食品及びその他食品の仕入れ及び販売 3. 野菜、果物、調味料等の仕入れ及び販売 4. 食品資材、食品添加物等の仕入れ及び販売 5. 野菜、果物の加工及び販売 (新設) (新設) (新設) (新設) 6. 前各号に付帯する一切の業務 第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条～第8条 (条文省略) (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 漬物、惣菜その他の食料品の製造及び販売 (2) 食品添加物の製造及び販売 (3) 調味料の製造及び販売 (4) 菓子、飲料の製造及び販売 (5) 農産物の生産、仕入、加工及び販売 (6) 水産物の仕入、加工及び販売 (7) 前各号に掲げる製品及びこれらの原材料の輸出入及び販売 (8) 地方卸売市場の開設及び管理運営 (9) 飲食店の経営及び指導 (10) 前各号に付帯関連する一切の事業 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条～第8条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

以 上